

守山市の福祉医療費助成制度を紹介します

本市では、病院などで支払う医療費(保険診療分)の助成制度があります。ぜひご利用ください。

※助成を受けるには申請が必要です。転入などの場合、助成の開始日が下表と異なる場合があります。詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

助成項目	対象	自己負担金	所得制限
乳幼児	小学校就学前までのお子さま※誕生日からの助成	なし	なし
小・中学生 ※入院費のみ	小・中学生(15歳到達後最初の3月31日まで)のお子さま ※平成25年10月以降の入院費が対象 ※事後申請制。助成の対象期間は医療機関などで支払った翌日から5年以内		
精神障害者(児) ・精神障害老人 ※精神通院費のみ	精神障害者保健福祉手帳1～2級でかつ自立支援医療(精神科通院医療)の受給を受けている人 ※申請月の月初からの助成		
母子家庭・父子家庭	18歳未満の児童(障害のある場合20歳未満の子)を養育している母子・父子家庭の母・父とのお子さま ※申請月の月初からの助成	あり (本人が市 民税非課税 の場合はなし)	あり
重度心身障害者(児)	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A1～B1 ・特別児童扶養手当証書1～2級 ※申請月の月初からの助成		
重度心身障害老人	65歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1～3級および4級の一部 ・療育手帳A1～B1 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級 ・障害年金受給者 ※申請月の月初からの助成		
ひとり暮らし ^{かひ} 寡婦	65歳未満で次のすべてに該当する人 ・以前母子家庭だった人 ・一人暮らしが1年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人 ※申請月の月初からの助成		
ひとり暮らし高齢寡婦	65歳以上75歳未満で次のすべてに該当する人 ・以前母子家庭だった人 ・一人暮らしが1年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人 ※申請月の翌月からの助成		
65～74歳の低所得老人	市民税非課税世帯の人※申請月の翌月からの助成	あり (1割または 2割負担※ 生年月日 により異なる)	

問国保年金課 ☎(582)1120 📠(582)1138

平成29年度 市職員を募集

区分	上級行政職	上級建築職	上級電気職	保健師職
採用人員	2人程度	1人程度	1人程度	1人程度
年齢要件	昭和62年4月2日以降に生まれた人	昭和56年4月2日以降に生まれた人	昭和56年4月2日以降に生まれた人	昭和62年4月2日以降に生まれた人
資格要件	民間企業などで職務経験が3年以上の人(平成29年4月1日現在)※	1級建築士または2級建築士の資格を有し、現場監督、現場施工管理、設計監理業務の経験が5年以上の人(平成29年4月1日現在)※	1級建築士、建築設備士、電気主任技術者(第2種または第3種)のいずれかの資格を有し、現場監督、現場施工管理、設計監理業務の経験が5年以上の人(平成29年4月1日現在)※	保健師の免許を有する人

※職務経験には、常勤務者として6ヵ月以上継続して就業した期間。

◆採用日 7月1日

◆1次試験 5月21日(日)午前9時～ 市役所

試験：教養、専門(上級行政職以外)、適性検査、集団面接

●2次試験以降の詳細は、1次試験合格者に通知します。

◆受験申込書の請求 受験案内および申込書は、人事課で配布します。郵送で請求される場合は、封筒の表に「○○○職受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(定型内の封筒に92円切手を貼って宛名を明記したもの)を同封して人事課へ。なお、受験案内などについては市ホームページからもダウンロード可。

◆申込受付期間 5月10日(水)まで(土・日曜日を除く執務時間中)。郵送の場合は、5月10日必着。

問人事課 ☎(582)1117 📠(582)0539